

認定新技術等実証計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

2020年6月30日

2. 認定新技術等実証実施者の名称

株式会社ミライジンラボ 代表取締役社長 小林 宏樹

不二熱学工業株式会社 代表取締役社長 近藤 康之

3. 認定新技術等実証計画の目標

本新技術等実証（以下「実証」という。）の方法により、障害レベルに適した柔軟な労働環境を提供することで、特定障害者の潜在能力を引き出すきっかけとなり、訓練期間や訓練の在り方について検証する。

また、本実証により、障害者を雇用する企業（不二熱学工業株式会社）の負担感が軽減され、同様の仕組みを利用した障害者雇用を積極的に行いたいかを検証する。

4. 認定新技術等実証計画の内容

(1) 新技術等及び革新的事業活動の内容

障害者雇用促進に関わる実証

(2) 生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

不二熱学工業株式会社と本実証の同意を得た上で、障害者に関する出向契約を株式会社ミライジンラボと締結する。出向元企業（不二熱学工業株式会社）においては、障害者と雇用契約を締結し、本実証の同意を得た上で障害者、株式会社ミライジンラボとの間で在籍出向契約を締結する。

出向元企業（不二熱学工業株式会社）が作成する訓練計画に基づき、株式会社ミライジンラボへ障害者を出向させ、データ分析業務を行う。出向によるOJTフェーズ（フェーズ①）と、出向後のモニタリングフェーズ（フェーズ②）に分け、効果を測定する。

(3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

本実証の目的に照らし、以下の点を検証項目とし、実証終了後に主務大臣に報告する。

①障害レベルに適した柔軟な労働環境を提供することで、特定障害者の潜在能力を引き出すきっかけとなり、障害者の安定雇用につなげることができたか

（分析の内容及びその実施方法）

- ・当初訓練計画に対する業務/行動実績の評価
- ・障害者の過去就労歴と、実証期間（フェーズ①及びフェーズ②）の就労状況の比較
- ・実証期間（フェーズ①及びフェーズ②）の定期的な健康状態や就労継続意欲の調査

②出向元企業の障害者雇用促進に繋げることができたか

（分析の内容及びその実施方法）

- ・出向元企業における障害者雇用人数の変化
- ・実証参加企業に対する在籍出向モデルの継続利用意向アンケート
- ・実証参加企業を除いた障害者雇用率未達企業からの在籍出向モデルに対する制度利用意向アンケート

なお、実証期間中に何らかのトラブルが発生した場合には、速やかに主務大臣に報告する。

また、実証終了後3か月以内に、主務大臣に報告する。

5. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

2020年7月1日から2021年6月30日まで

(2) 実施場所

株式会社ミライジンラボ及び不二熱学工業株式会社

6. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

(1) 参加者等の範囲

不二熱学工業株式会社で採用する障害者

(2) 参加者等の同意の取得方法

本実証に参加する旨、書面で同意を取得する。

7. 法第2条第2項第2号に規定する規制に係る新技術等関係規定の条項

職業安定法（昭和22年法律第141号）

（労働者供給事業の禁止）

第四十四条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

8. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には当該規制の特例措置の内容

なし